

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔神戸こども初期急病センター指定管理者 〕

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	荻	阪	伸	秀
同	山	田	哲	郎
同	坊		やす	なが

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 25 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸こども初期急病センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成 24 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 25 年 8 月 28 日～平成 26 年 3 月 14 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸こども初期急病センター（以下「急病センター」という。）

急病センターは、夜間、休日等における小児の救急患者に必要な医療を提供することを目的に設置されている。

所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番1号

施設概要 延床面積 1,279.88 m²

内 容 診察室、処置室、トリアージ室、レントゲン室、駐車場ほか

診療時間 月曜日から金曜日 午後8時から翌朝7時（受付は各30分前）

土曜日 午後3時から翌朝7時（受付は各30分前）

日・祝日(年末年始) 午前9時から翌朝7時（受付は各30分前）

施設開設年月日 平成22年12月1日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団

② 選定理由

一般財団法人 神戸市小児救急医療事業団は、急病センターの管理・運営のために、神戸市医師会、神戸市小児科医会、神戸大学等市内の医療関係者の連携、協働により設立された団体であり、臨床や研究などそれぞれが役割を発揮しながら、ノウハウを集結して事業を行うことができるため、指定管理者として適当であるとして指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間

平成22年11月1日～平成26年3月31日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、夜間・休日における小児初期救急診療、電話相談事業、小児救急に関する知識の普及事業のほか、施設及び設備の維持管理業務等であり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成24年度	平成23年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
受 診 者 数	29,365人	32,602人	△3,237人	△ 9.9
平 日	9,241人	9,903人	△662人	△ 6.7
土 曜 日	5,717人	6,875人	△1,158人	△ 16.8
日 曜 日 ・ 祝 日	14,407人	15,824人	△1,417人	△ 9.0
1 日 平 均 受 診 者 数	80.5人	89.1人	△8.6人	△ 9.7
平 日	37.7人	40.6人	△2.9人	△ 7.1
土 曜 日	119.1人	134.8人	△15.7人	△ 11.6
日 曜 日 ・ 祝 日	200.1人	222.9人	△22.8人	△ 10.2
こ ども 急 病 電 話 相 談	20,633件	18,999件	1,634件	8.6
ママとパパの医療講座（※）	17回・830人	16回・471人	359人	76.2

※23年度は「おやこ教室」

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料及び利用料金収入（急病センターの利用に係る料金（本人負担分を含む診療報酬）で、指定管理者の収入となるもの）は、第 2 表のとおりである。

なお、平成 23 年度は、急病センターの利用に係る料金を本市の収入とし、急病センターの管理業務に要した費用を指定管理料としていたが、平成 24 年度からは利用料金制を導入し、指定管理料を急病センターの管理業務に要した費用から利用料金収入等を差し引いた額で精算している。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平 成 24 年 度		平 成 23 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	162,570	28.1	564,554	100.0	△ 401,984	△ 71.2
利 用 料 金 収 入 （ ※ 1 ）	411,474	71.1	-	-	411,474	皆増
電 話 相 談 事 業 （ ※ 2 ）	4,322	0.7	-	-	4,322	皆増

※1 平成23年度の診療報酬は395,664千円

※2 小児救急医療相談窓口運営費補助事業（兵庫県）

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

平成 24 年度の評価内容は、「市内の小児救急医療体制の維持が深刻な状態となっている中、急病センターの開院後の二次・三次救急医療機関の患者受入れ割合は大幅に減少していることから、急病センターの役割は非常に大きくなっており、十分に役割を果たしていると考えられる。平成 24 年度より利用料金制に変更しており、制度の趣旨を活かして、効率的な運用に努められたい。今後も良質な初期小児内科の救急医療を提供していただき、市民の安心な子育て、子どもの健やかな育成に尽くしていただきたい。」となっている。

なお、指定管理者は公募外で選定されているため、5 段階評価（AAA, AA, A, B, C）は行われていない。

5 監査の結果

急病センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従って適正に管理運営されているものと認められた。

指定管理者においては、今後とも、医療関係機関・医療関係者との協力・連携のもとに適切な小児初期救急診療を提供されたい。

なお、急病センターの指定管理料は、管理業務に要する費用から利用料金収入を差し引いた収支差額で支払う仕組みとなっていることから、本市所管局においては、引き続き管理業務に要した費用の内容について十分確認されたい。

凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
「－」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
「ほぼ皆増」----- 増加率が 1,000% 以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。